長　第　4 0 4　号

令和３年7月28日

　各市町村介護保険担当課長

様

　各介護保険者介護保険担当課長

岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長

介護保険施設における事故報告についての一部改正について

　介護施設等における事故の報告に係る本県の取扱いについては、平成19年1月24日付け長第711号「介護保険施設における事故報告について」及び平成14年11月20日付け長第644号「介護保険施設等の適正な運営について」によりお知らせしているところですが、令和３年３月19日付け老高発0319第１号、老認発0319第１号、老老発0319第１号「介護保険施設等における事故の報告様式等について」（以下「当該厚生労働省通知」という。）により、将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、厚生労働省において事故報告の様式を示しているところです。

　ついては、本県における事故報告様式を当該厚生労働省通知に示された様式によることとし、平成19年1月24日付け長第711号「介護保険施設における事故報告について」を一部改正しますのでお知らせするとともに、貴職所管の介護保険事業者等に対し別添の通知により周知願います。

担当：介護福祉担当　伊藤

TEL：019-629-5441（5433）